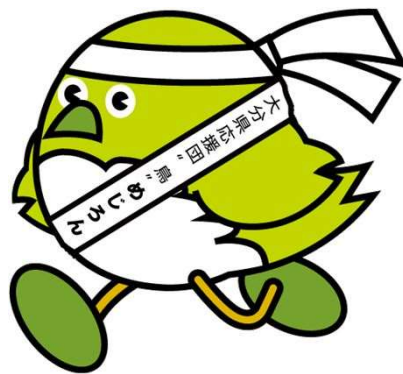


# 認定NPO法人について



# 「認定NPO法人」について

2024年3月18日 大分県 県民活動支援室(アイネス)

わたしは

くわの やすこ  
桑野 恭子

です。



一級建築士、社会福祉士、環境カウンセラー(環境省)

認定NPO法人 地域環境ネットワーク

1

## 今日の流れ

- ・ 自己紹介
- ・ 認定NPO法人とは？
- ・ 認定NPO法人を取った理由
- ・ 「良かった」と思うこと
- ・ 「大変だ」と思うこと
- ・ 質疑応答

2

## 認定NPO法人とは？

- 認定NPO法人とは、NPO法人のうち、**運営組織や事業活動が適正であって公益の増進に資するもの**について一定の基準等に適合したものとして、所轄庁である**都道府県知事**や**指定都市の長**が「**認定**」したNPO法人のことです。
- 認定NPO法人に寄付すると、寄付者(個人)の**税金**(所得税・住民税)から寄付金額の最大50%が**控除**されます。

大分県パンフレット  
「認定NPO法人、特例認定NPO法人、指定NPO法人制度を活用しませんか？」より抜粋

3

## 認定NPO法人とは？

名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	認定の有効期間
<a href="#">特定非営利活動法人 地域環境ネットワーク</a>	大分市西新地1丁目3番5号	三浦 逸朗	令和2年1月6日 ～令和7年1月5日 (初回:平成27年1月6日に認定)
<a href="#">特定非営利活動法人 SMIS (スマイス)</a>	大分市上田町三丁目3番4号	松田 典子	令和5年4月19日 ～令和10年4月18日 (初回:平成30年4月19日に認定)
<a href="#">NPO法人 地域の宝育成支援センター</a>	大分市花園二丁目11番42号	小野 二生	令和元年8月7日 ～令和6年8月6日 ※特例認定の有効期間 平成29年10月12日 ～令和元年8月6日
<a href="#">特定非営利活動法人 おおいだ成年後見 権利擁護支援センター</a>	臼杵市大字臼杵字洲崎72-126	吉田 明美	令和2年10月2日 ～令和7年10月1日 ※特例認定の有効期間 平成30年11月6日 ～令和2年10月1日
<a href="#">特定非営利活動法人 大分DARC (オオイタダルク)</a>	大分市府内町三丁目7番19号藤本設計ビル3階	河村 郁男	令和4年12月28日 ～令和9年12月27日

## 認定NPO法人とは？



※PST(パブリックサポートテスト)は、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準です。(P12～13参照)

大分県パンフレット  
「認定NPO法人、特例認定NPO法人、指定NPO法人  
制度を活用しませんか？」より抜粋

5

## 認定NPO法人を取った理由

- 平成24年から所轄庁が認定を行うようになった
- 独立行政法人 環境再生保全機構「地球環境基金」  
の説明会に「認定NPO法人」がたくさんいて、  
「都会では当たり前なんだあ、カッコいいなあ」と思った
- 第三者評価を求められ始めた

6

## 「良かった」ということ

- ・ 認定を知っている人には「すごいね」と思ってもらえる
- ・ 第三者評価を求められる際に適応できる
- ・ 書類や記録を人に見られる前提で整理するようになったので、外部からの問合せや依頼に速やかに対応できる
- ・ 労働環境を整えるきっかけになった
- ・ 説得してもらいやすい（寄付など）
- ・ 選んでもらいやすい（委員会など）
- ・ 「みなし寄付」を利用できる⇒税制優遇

7

## 「大変だ」ということ

- ・ 毎年、事業報告書を別につくらないといけない
- ・ 更新審査の準備が大変
- ・ 福祉、教育、防災のジャンルに比べて、環境は寄付を集めにくい気がする
- ・ 民間の事業を受けにくい
  - ※当団体は、PSTは「相対値基準」を使用しているので、民間の事業を受けると、それに見合った寄付金を集めなくてはならない。大元が国の事業でも、財団や社団などを経由すると民間事業になってしまう。
- ・ プラス面がマイナス面を上回っている実感は・・・

今後は・・・

⇒第三者評価が条件の事業（環境省系）を実施しているので、当面は継続したい

8

Local Environmental Network

# 地域環境ネットワーク

認定NPO法人

〒870-0901  
大分市西新地 1-3-5 サンビル 1F  
TEL/FAX : 097-551-3903  
eメール : nqg16270@nifty.com  
<http://homepage3.nifty.com/npolen/info.htm>



## ■設立経緯

NPO法人認証	2004.3.30
NPO法人設立	2004.4.1
指定NPO法人(大分県)	2012.9.27
指定NPO法人(大分市)	2012.12.17
認定NPO法人	2015.1.6

## ■事業目的

個人および事業者に対して、地域環境に配慮したまちづくりに関する事業を行い、地域の活性化に寄与する。

## ■メンバー

(代表)三浦 逸朗	一級建築士、博士(農学)
(理事)大杉 天伸	睡眠環境アドバイザー
野村 文宏	別府大学教授、博士(人間・環境学)
赤松 茂喜	会社役員
桑野 恭子	一級建築士、社会福祉士、環境カウンセラー
中山 雅照	写真家
(会員)重田 信爾	一級建築士
穴井 喜一郎	小国町森林組合
鵜池 俊幸	木質バイオマス技術
青木 耕生	ガラス作家
(監事)梶原 直美	社会保険労務士





## 認定NPO法人 地域環境ネットワーク 活動記録

### ◇2022年度

- ・大分県地球温暖化防止活動推進センター(大分県)
- ・大径材製品等事業(大分県)大分県)
- ・エコアクション21普及促進事業(大分県)

### ◇2021年度

- ・大分県地球温暖化防止活動推進センター(大分県)
- ・太陽光発電事業3R地域サポート体制構築事業(大分県)
- ・木の匠育成事業(大分県)
- ・JAS構造物利用拡大事業(大分県木材協同組合連合会)
- ・H<sup>2</sup>留学JAPAN地域人材コース地域コーディネーター(文部科学省、JASSO)

### ◇2020年度

- ・木の匠育成事業(大分県)
- ・H<sup>2</sup>留学JAPAN地域人材コース地域コーディネーター(文部科学省、JASSO)

### ◇2019年度

- ・JAS構造物利用拡大事業普及啓発活動(大分県木材協同組合連合会)
- ・H<sup>2</sup>留学JAPAN地域人材コース地域コーディネーター(文部科学省、JASSO)

### ◇2018年度

- ・地域材利用手引書の作成事業(大分県)
- ・H<sup>2</sup>留学JAPAN地域人材コース地域コーディネーター(文部科学省、JASSO)

### ◇2017年度

- ・H<sup>2</sup>留学JAPAN地域人材コース地域コーディネーター(文部科学省、JASSO)

### ◇2016年度

- ・農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業(農水省)
- ・H<sup>2</sup>留学JAPAN地域人材コース地域コーディネーター(文部科学省、JASSO)

### ◇2015年度

- ・ヒタテ留学JAPAN地域人材コース事務局(文部科学省、JASSO)
- ・持続可能な地域づくりを担う人材育成事業(環境省)
- ・赤い羽根共同募金(社会福祉法人大分県共同募金)

### ◇2014年度

- ・持続可能な地域づくりを担う人材育成事業(環境省)
- ・赤い羽根共同募金(社会福祉法人大分県共同募金)

### ◇2013年度

- ・九州地域カーボンオフセット等推進検討調査事業(環境省、三菱UFJ R&C)
- ・持続可能な地域づくりを担う人材育成事業(環境省)
- ・九州版炭素マイルージ制度に関するオフセット・クレジット業務(大分県)
- ・赤い羽根共同募金(社会福祉法人大分県共同募金)

### ◇2012年度

- ・国内クレジット等利用促進事業(大分県)
- ・大分県新しい公共支援事業・市民ファンド創設支援事業(大分県)
- ・大分県新しい公共支援事業・ソーシャルビジネス支援事業(大分県)
- ・協働推進コーディネート事業(大分県)

### ◇2011年度

- ・地球温暖化防止に係る国民運動におけるNPO・NGO等の民間団体とメディアとの連携支援事業(環境省)
- ・地球環境基金事業(独立行政法人環境再生保全機構)
- ・大分県国内クレジット等利用促進協議会運営業務(大分県)
- ・環境活動の「見える化」事業(大分県)
- ・大分県新しい公共支援事業NPO等に対するソーシャルビジネス支援事業(大分県)

### ◇2010年度

- ・地域カーボンカウンセラー養成事業協力(内閣府)'10-'11
- ・地球環境基金事業(独立行政法人環境再生保全機構)
- ・低炭素社会づくりおおいモデル構築実証実験事業(大分県)

### ◇2009年度

- ・地方の元気再生事業(内閣官房、環境省)
- ・地球環境基金事業(独立行政法人環境再生保全機構)
- ・防災訓練記録業務(大分県)

### ◇2008年度

- ・大分県地球温暖化防止活動推進センター(環境省06-08年度)
- ・環境教育リーダー研修基礎講座(環境省・文部科学省)
- ・工宅住宅普及促進事業(環境省)
- ・大分県森林環境保全推進関係事業(大分県)
- ・NPO連携推進事業「コミュニケーションマップづくり」(大分県)
- ・日仏交流150周年事業フォーラム(財・水と緑の惑星保全機構)
- ・CO2排出権取引・カーボンオフセットセミナー主催

### ◇2007年度

- ・森を育てるプロジェクト(イオン環境財団)
- ・高尾の森プロジェクト(佐川急便)

### ◇2004-06年度

- ・モブログを使った市民参加型温暖化防止キャンペーン(WWF、㈱NTTデータ)
- ・地域コミュニティへの支援事業(㈱NTTドコモ)

### 通年活動

- ・おおい地球温暖化対策ハンドブック「エコよる」発行
- ・エコアクション21基礎地域事務局おおい(環境省策定EMS)
- ・森林ボランティア、視察コーディネート
- ・建築勉強会・出前講座・ホームページを活用した情報提供など



### 協力経歴

- ・九州地方ESD活動支援センター企画運営委員
- ・大分県長期総合計画策定県民会議委員
- ・大分県環境審議会委員
- ・大分県おおいをつくし作戦県民会議委員
- ・大分県環境影響評価技術審査会委員
- ・大分県新エネルギービジョン策定委員会委員
- ・大分県新エネルギービジョン推進会議委員
- ・大分県リサイクル認定製品認定委員会委員
- ・大分県環境教育等行動計画策定協議会委員
- ・大分県環境学習教材制作委員会委員
- ・大分県住生活基本計画変更案策定委員会委員
- ・大分県国土利用計画審査会委員
- ・大分県森林づくり委員会委員
- ・大分県農山漁村振興計画検討会委員
- ・大分県協働推進会議委員

- ・大分市総合計画基本検討委員会委員
- ・大分市環境審議会委員
- ・大分市地球温暖化対策おおい市民会議委員
- ・大分市みどりの政策審議会委員
- ・大分市国連強化地域計画検討委員
- ・大分市外部行政評価委員会委員
- ・大分市公共施設マネジメント推進委員
- ・日田市外部評価会議委員
- ・日田市市民サービス協働事業審査委員
- ・佐伯市環境審議会
- ・佐伯市男女共同参画審議会委員
- ・別府市協働指針策定委員会委員
- ・(財)大分県森林整備センター評議員
- ・大分県災害ボランティアネットワーク運営委員など

# IV

## 相談窓口について



### 法人設立・運営・協働に関すること

大分県消費生活・男女共同参画プラザ 県民活動支援室

電話 097-534-2052

〒870-0037 大分市東春日町1-1 NS大分ビル1階

おおいたボランティア・NPOセンター

電話 097-555-9770

〒870-0907 大分市大津町2丁目1-41 大分県総合社会福祉会館2階

### 認定・特例認定・指定NPO法人制度に関すること

大分県消費生活・男女共同参画プラザ 県民活動支援室

電話 097-534-2052

〒870-0037 大分市東春日町1-1 NS大分ビル1階



NPO法人が  
寄附を集めやすくなります！

認定NPO法人  
特例認定NPO法人  
指定NPO法人制度を活用しませんか？

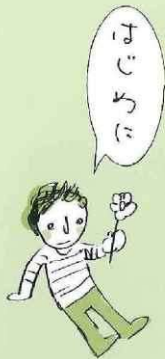


大分県



平成29年4月  
大分県消費生活・男女共同参画プラザ  
県民活動支援室





平成24年4月のNPO法改正により、認定NPO法人の認定を都道府県知事(または指定都市の長)が行うことになりました。また、特例認定や指定NPO法人等の新しい制度も創設され、認定NPO法人になるための道が大きく広がりました。

指定NPO法人とは、平成23年度の税制改正に伴い設けられたNPO法人を対象とした寄附金税額控除の制度で、都道府県や市町村が地域の実情を考慮して独自に指定基準や手続等を定めることができるため、地域で活動するNPO法人を地域で支援しやすくなりました。

大分県では、平成24年7月に指定基準や手続等を定めた条例が全国で2番目に制定され、平成24年9月には、九州では初めてとなる県指定NPO法人が誕生しました。

この機会に、ぜひこれらの制度を活用していただき、NPO活動がますます活性化していくことを期待しています。

## I 認定・特例認定・指定NPO法人制度について …1

- 1 認定・特例認定・指定NPO法人とは? …1
- 2 認定・特例認定・県指定NPO法人の違い …2
- 3 認定・特例認定・指定NPO法人のメリット …3
- 4 認定NPO法人になるための3つの道 …6
- 5 認定NPO法人になるための8つの基準 …7
- 6 特例認定NPO法人になるための9つの基準 …8
- 7 指定NPO法人になるための12の基準 …8
- 8 欠格事由 …10
- 9 認定NPO法人等の義務 …10
- 10 申請(申出)の窓口 …11

## II 認定のPSTについて …12

## III 寄附金について …14

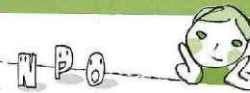
- 1 寄附金とは? …14
- 2 寄附金の領収書等 …14
- 3 寄附者名簿をつくりましょう …15
- 4 寄附金Q&A …16

## IV 相談窓口について



# I

## 認定・特例認定・指定NPO法人制度について



### 1 認定・特例認定・指定NPO法人とは?

認定・特例認定・指定NPO法人制度とは、NPO法人への寄附を促すことによりNPO法人の活動を支援するために税制上設けられた制度で、認定・特例認定・指定NPO法人になると、その法人への寄附者(市民や企業等)が税制上優遇されたり、認定NPO法人自身が納める法人税が優遇されたりします。

#### 認定NPO法人

認定NPO法人とは、NPO法人のうち、運営組織や事業活動が適正であって公益の増進に資するものについて一定の基準(P7参照)等に適合したものと、所轄庁である都道府県知事や指定都市の長が「認定」したNPO法人のことです。

認定NPO法人に寄附をすると、寄附者(個人)の税金(所得税・住民税)から寄附金額の最大約50%が控除されますので、NPO法人にとっては寄附金を集めやすくなります。

認定の有効期間は、認定の日から起算して5年で、認定期間満了後も引き続き認定NPO法人として活動する場合は、有効期間の更新を受ける必要があります。

#### 特例認定NPO法人

特例認定NPO法人とは、平成24年4月のNPO法改正によって新たに創られた制度で、設立後5年以内のNPO法人のうち、運営組織や事業活動が適正でNPO活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものについて一定の基準(P7～8参照)等に適合したものと、所轄庁が「特例認定」したNPO法人のことです。

特例認定NPO法人に寄附をすると、認定と同じく寄附者(個人)の税金(所得税・住民税)から寄附金額の最大約50%が控除されます。

特例認定の有効期間は、特例認定の日から起算して3年ですが、有効期間の更新がない上、過去に認定または特例認定を受けた場合は再度特例認定を受けることはできません。

#### 指定NPO法人

指定NPO法人とは、地方税法の規定に基づき住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、都道府県または市町村が「個人住民税の寄附金税額控除の対象であると条例で個別に指定した寄附金」を受け入れるNPO法人です。

大分県における指定制度には、県指定と市町村指定があり、両方の指定を受けることもできます。ただし、市町村によっては指定制度を導入していないところもありますので、市町村の指定を受けようとお考えの場合は、該当地域の市民活動担当課または税務担当課にお問い合わせください。また、指定基準(P8～9参照)や手続も県と各市町村では異なりますので注意してください。

都道府県が指定したNPO法人に寄附をすると個人県民税から寄附金額の約4%が、市町村が指定したNPO法人に寄附をすると個人市町村民税から寄附金額の約6%が控除されますので、都道府県と市町村の両方から指定を受けると、寄附金額の最大約10%の税額控除を受けることができます。

指定の有効期間は、指定の日の属する月の翌月の初日から5年で、指定期間満了後も引き続き指定NPO法人として活動する場合は、有効期間の更新の手続が必要です。

## 2 認定・特例認定・県指定NPO法人の違い

	認定NPO法人	特例認定NPO法人	大分県の指定NPO法人
基準	8つの認定基準すべてに適合していること(P7参照) ※加えて欠格事由に該当していないこと	認定のPST以外の7つの基準+2つの特例認定基準すべてに適合していること(P7~8参照) ※加えて欠格事由に該当していないこと	県で定めた12の指定基準すべてに適合していること(P8~9参照) ※加えて欠格事由に該当していないこと
有効期間	認定の日から5年間 ※5年ごとに更新	特例認定の日から3年間 ※1回限りで再認定はない	指定の日からその日の属する月の翌月の初日から5年間 ※5年ごとに更新
申請(申出)可能法人	設立後1年を超えたすべてのNPO法人	設立後1年を超え、5年以内の法人	設立後1年を超えたすべてのNPO法人
実績判定期間	初回2年(更新5年)	2年	初回2年(更新5年)
税制優遇(P3~5参照)	①個人が寄附をした場合の寄附金控除(最大約50%) ②法人が寄附をした場合の損金算入限度枠の拡大 ③相続人が寄附した場合の非課税 ④認定NPO法人自身のみなし寄附金	①個人が寄附をした場合の寄附金控除(最大約50%) ②法人が寄附をした場合の損金算入限度枠の拡大	①個人が寄附をした場合の寄附金控除(最大約10%)
手続	書類審査、実態確認、決裁	書類審査、実態確認、決裁	書類審査、実態確認、決裁、議会の議決、条例公布・施行 ※大分県税条例に団体名と所在地、対象期間が明記される。
その他		本認定に移行できなくてもペナルティはない	認定申請時のPSTはクリア済

### 実績判定期間とは？

実績判定期間とは、認定・特例認定・県指定NPO法人の要件の判定対象となる期間のことで、申請または申出を行う法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に認定・指定を受けたことのない法人、または特例認定を受ける法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち、もっとも早い事業年度の初日から、直前に終了した事業年度の末日までの期間をいいます。

#### 例)事業年度が4月1日~3月31日の法人(新規)の場合



## ポイント

### 認定・特例認定NPO法人と県指定NPO法人の手続の大きな違いは？

認定・特例認定NPO法人の決定(認定または不認定)は、所轄庁である大分県の担当部署の決裁により行われます。県指定NPO法人の決定は、申出を行ったNPO法人の名称等が明記された大分県税条例の改正が大分県議会でも決され公布・施行される必要があります。また、市町村の場合は、県の指定とは別に該当地域の市町村の条例で個別に指定を受ける必要があります。

### 大分県税条例に明記される事項

#### 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人  
○○○○○

#### 主たる事務所の所在地

〇〇市

#### 寄附金控除対象期間

平成〇〇年1月1日~  
平成〇〇年〇月〇日

## 3 認定・特例認定・指定NPO法人のメリット

### 4つのメリット

税制優遇されるので、寄附が集めやすくなります。

高い基準に適合する必要があるため、社会的信用が向上します。

情報公開が進み団体の透明性が向上することで、社会的に認知度や信頼性が向上します。

経理や組織のあり方を見直すことで内部管理がしっかりとるとともに、役員やスタッフの意識が高まります。

### 税制上の優遇措置について

税制上の優遇措置は、認定・特例認定・指定NPO法人になる大きなメリットです。

### 認定NPO法人の場合

#### ① 寄附をした個人に対する優遇措置

個人が、認定NPO法人に寄附をすると、寄附金額の最大で約50%が税金から控除されます。

所得税(国税)の場合、税額控除または所得控除の有利な方を選ぶことができます。

税額控除 (寄附金額-2,000円) × 4.0% (所得に関係なく原則減税額は同じ)

所得控除 (寄附金額-2,000円)を所得から控除 (所得が多いほど有利)

地方税の場合、個人県民税4%+個人市町村民税6%の税額控除が受けられます。

個人県民税 (寄附金額-2,000円) × 4%

個人市町村民税 (寄附金額-2,000円) × 6%

(注) 地方税の場合、税額控除の対象とならない場合もありますので、詳細は県総務部税務課及び市町村の税務担当窓口を確認してください。

**例えば、30代 社員が年間合計5万円の寄附をした場合**

年 収 420万円  
課税所得 226万円  
所得税率 10% とすると



減税額 24,000円 国・県・市町村

所得額に応じて、税額控除方式と所得控除方式のうち、どちらが有利な方を選べます！

計5万円を寄附

認定NPO法人 A 認定NPO法人 B

《税額控除》方式では、24,000円の減税

国税分(19,200円) (50,000円-2,000円)×40% + 地方税分(4,800円) (50,000円-2,000円)×10%

《所得控除》方式では、9,600円の減税

国税分(4,800円) (50,000円-2,000円)×10%(所得税率) + 地方税分(4,800円) (50,000円-2,000円)×10%

(注) 寄附金の額や税額控除額には適用上限があります。

**② 寄附をした法人に対する優遇措置**

法人が、認定NPO法人に寄附をすると、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額が設けられ、その範囲内で損金算入が認められます。

特別損金算入限度額

$(\text{期末資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$

**③ 寄附をした相続財産に対する優遇措置**

相続人が、相続財産を認定NPO法人に寄附をすると、寄附をした財産は相続税の課税から除外されます。

**④ 認定NPO法人自身に対する優遇措置**

認定NPO法人が収益事業から得た利益を、収益事業以外のNPO活動に係る事業で支出した場合に、その分を寄附金とみなして、一定の範囲内で損金算入が認められます。(みなし寄附金)

みなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%または200万円のいずれが多い額までの範囲です。

収益事業

収益事業以外のNPO活動に係る事業

課税所得

納税額

非課税所得

みなし寄附金

**特例認定NPO法人 の場合**

認定NPO法人の「① 寄附をした個人に対する優遇措置」及び「② 寄附をした法人に対する優遇措置」と同じ優遇措置が受けられますので、そちらをごらんください。(P3~4参照)

**指定NPO法人 の場合**

**① 寄附をした個人に対する優遇措置**

個人が、指定NPO法人に寄附をすると寄附金額の最大で約10%が税金から控除されます。

県の条例で指定されたNPO法人に寄附をすると、個人県民税4%の税額控除が受けられます。

$(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 4\%$

各市町村の条例で指定されたNPO法人に寄附をすると、個人市町村民税6%の税額控除が受けられます。

$(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 6\%$

※個人市町村民税の税額控除を受けるためには、寄附者の方がお住まいの市町村が指定NPO法人制度を導入している必要があります。

(注) 対象となる寄附金の額には適用上限があります。

**注意しましょう！**

- 認定・特例認定NPO法人に寄附をした場合、税金の控除を受けるためには、確定申告が必要です。また、確定申告が不要な方は、お住まいの市町村の税務担当窓口での申告が必要となります。
- 指定NPO法人に寄附をした場合、個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、お住まいの市町村の税務担当窓口での申告が必要となります。
- 申告には、寄附をしたNPO法人が発行する寄附金受領証明書(領収書)等の添付が必要です。(様式例はP14参照)
- 寄附金税額控除に関する詳細についての問い合わせ先
  - ・国税について……管轄の税務署
  - ・県税について……大分県総務部税務課(TEL 097-506-2384)
  - ・市町村民税について……市町村の税務担当窓口

**豆知識！**

**「税額控除」と「所得控除」の違いをご存じですか？**

「税額控除」は、課税対象額に税率を掛けて算出した「税額」から差し引くことができるもので、所得に関わらず、原則減税額は同じです。(例 住宅ローン控除)

「所得控除」は、「所得金額」から差し引くことができるもので、所得控除額が大きいほど課税対象額が少なくなり、結果として税額も少なくなります。所得が多いほど有利です。

## 4 認定NPO法人になるための3つの道

認定NPO法人になるためには、次の3つの方法があります。  
自分の団体にあった方法で認定取得をめざしましょう！



※PST(パブリックサポートテスト)は、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準です。(P12～13参照)

### PSTをクリアして、認定NPO法人になる。

8つの認定基準(P7参照)のすべてを満たす必要があります。  
ただし、PSTについては、次のいずれかの基準を選択できます。

- 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が20%以上であること
- 各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること

安定した寄附金収入が見込める法人は、直接、認定にチャレンジしましょう。



### PSTが免除される特例認定NPO法人を経て、認定NPO法人になる。

PST以外の7つの認定基準(P7参照)と特例認定の2つの基準(P8参照)を満たすと、特例認定を受けることができます。  
特例認定の有効期間は3年間で、有効期間の更新がない上、過去に認定または特例認定を受けた場合は再度特例認定を受けることはできません。

特例認定の期間に寄附金収入を増やして、認定をめざしましょう。



### 指定NPO法人を経て、認定NPO法人になる。

12の指定基準(P8～9参照)のすべてを満たす必要があります。  
大分県の指定基準の主な特徴は、認定を取得する上で一番困難といわれるPSTを緩和していることです。

- 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が10%以上であること
  - 各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50人以上であること
- また、指定独自の基準として「**県民に周知する取組**」、「**他の主体との協働実績**」、「**活動の継続性**」という3つの基準を設けています。

認定へのステップとして、指定NPO法人をめざしましょう。



## 5 認定NPO法人になるための8つの基準

認定NPO法人になるためには、実績判定期間(P2参照)において次の①～⑧のすべてを満たしている必要があります。

### ① PSTをクリアしていること

✓ 次のいずれかに適合すること

- 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が20%以上であること
- 各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること
- 都道府県または市町村の条例で、個人住民税の寄附金税額控除の対象として個別に指定を受けていること  
(その都道府県または市町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限る)

★特例認定の場合  
①は不要です

### ② 活動のメインが共益的な活動でないこと

✓ 次の活動の占める割合が50%未満であること

- 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動(物品の販売やサービスの提供など)
- 特定のグループや特定の地域などに便益(サービスなど)が及ぶ活動
- 特定の人物や著作物に関する普及啓発などの活動
- 特定の者の意に反した活動



### ③ 運営組織及び経理が適切であること

✓ 次のいずれにも適合していること

- 役員の数のうち、親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数の占める割合が1/3以下であること
- 役員の数のうち、特定の法人の役員または使用人等で構成する最も大きなグループの人数の占める割合が1/3以下であること
- 各社員の表決権が平等であること
- 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること
- 不適正な経理(費途が不明な支出や帳簿の虚偽記載など)を行っていないこと

### ④ 事業活動の内容が適正であること

✓ 次のいずれにも適合していること

- 宗教活動や政治活動、特定の公職者または政党を推薦、支持または反対する活動を行っていないこと
- 役員や社員、職員、寄附者等に特別の利益を与えていないこと
- 営利を目的とした事業を行う者や宗教活動及び政治活動、特定の公職の候補者(公職にある者)に寄附を行っていないこと
- 実績判定期間の総事業費のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- 実績判定期間の受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること

### ⑤ 情報公開を適切に行っていること

✓ 次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること

- 事業報告書等、役員名簿及び定款等、各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 役員報酬または職員給与の支給に関する規程、収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類
- 助成の実績、海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類

### ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること

各事業年度において、事業報告書等を期限内に所轄庁に提出していること

### ⑦ 法令違反等がないこと

法令又は法令に基づいてする行政の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、または得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと

### ⑧ 設立から1年を超えていること

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること

## 5 特例認定NPO法人になるための9つの基準

特例認定NPO法人になるためには、実績判定期間において認定基準の②～⑧のすべてを満たしていることに加えて、次の⑨、⑩の両方を満たす必要があります。

### 認定基準の②～⑧の7つ



#### ⑨ 過去に認定等を受けたことがないこと

過去に認定または特例認定を受けたことがないこと

#### ⑩ 設立後5年以内の法人であること

特例認定の申請書を提出した日の前日において、設立の日から5年を経過しない法人であること

## 7 県指定NPO法人になるための12の基準

大分県の指定NPO法人になるためには、実績判定期間において次の①～⑫のすべてを満たす必要があります。

#### ① PSTをクリアしていること

✓ 次のいずれかに適合すること

- 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が**10%以上**であること
- 各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均**50人以上**であること

★認定基準のPSTの半分です。

#### ② 活動のメインが共益的な活動でないこと

✓ 次の活動の占める割合が50%未満であること

- 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動(物品の販売やサービスの提供など)
- 特定のグループや特定の地域などに便益(サービスなど)が及ぶ活動
- 特定の著作物または特定の者に関する普及啓発、広告宣伝などの活動
- 特定の者の意に反した活動

#### ③ 運営組織及び経理が適切であること

✓ 次のいずれにも適合していること

- 申出時**に役員総数のうち、親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数の占める割合が1/3以下であること
- 申出時**に役員総数のうち、特定の法人の役員または使用人等で構成する最も大きなグループの人数の占める割合が1/3以下であること
- 各社員の表決権が平等であること
- 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているが、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること
- 不適正な経理(費途が不明な支出や帳簿の虚偽記載など)を行っていないこと

★役員要件は申出時に満たしていればクリアです。

#### ④ 事業活動の内容が適正であること

✓ 次のいずれにも適合していること

- 宗教活動や政治活動、特定の公職者または政党を推薦、支持または反対する活動を行っていないこと
- 役員や社員、職員、寄附者等に特別の利益を与えていないこと
- 営利を目的とした事業を行う者や宗教活動及び政治活動、特定の公職の候補者(公職にある者)に寄附を行っていないこと
- 実績判定期間の総事業費のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- 実績判定期間の受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること

#### ⑤ 情報公開を適切に行っていること

✓ 次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること

- 事業報告書等、役員名簿及び定款等、各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 役員報酬または職員給与の支給に関する規程、収益の細細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類
- 助成の実績を記載した書類

#### ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること

各事業年度において、事業報告書等を期限内に所轄庁に提出していること

#### ⑦ 法令違反等がないこと

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、または得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと

#### ⑧ 設立から1年を超えていること

申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること

次の⑨～⑫は県指定だけの基準です。

#### ⑨ 広く県民に周知する取組を行っていること

✓ 次のいずれかに適合すること

- 事業活動に関する情報を県内の地方公共団体が発行する広報紙、県内を対象として刊行される日刊紙、テレビ及びラジオ放送のうち毎日放送されるもの(書面等により確認できること)を通じて各事業年度において2回以上提供していること
- 事業活動を掲載した定期的に発行する会報誌や随時に発行する活動案内を、県内の公共施設、官公庁、医療機関、小売店等で不特定の者が自由に出入りできる場所に申出の日において5ヶ所以上設置していること
- 事業活動に関する県民を対象とした催物を各事業年度において4回以上開催していること

#### ⑩ 他の主体との協働実績があること

事業活動に関し、地方公共団体又はその他の団体と協働した実績(委託事業、補助事業、助成事業、共同研究等、その実施内容が契約書や協定書、交付決定通知等で確認できるもの)が各事業年度において1回以上あること

#### ⑪ 事業の継続性が見込まれること

県内において、事業の継続が申出の日以後最初に到来する事業年度の初日から起算して5年間見込まれること

#### ⑫ 大分県内に事務所があること

県内に主たる事務所があること

## 8 欠格事由

次のいずれかに該当するNPO法人は、認定・特例認定・県指定を受けることはできません。

- ① 役員の中に、次のいずれかに該当する者がいる法人
  - イ 認定または特例認定、指定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
  - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ハ NPO法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、大分県暴力団排除条例の規定等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ニ 暴力団またはその構成員等
- ② 認定または特例認定、指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人
- ③ 定款または事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税または地方税の滞納処分の執行がされているまたは滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人
- ⑤ 国税または地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団、または暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

## 9 認定NPO法人等の義務

### 1. 書類の提出

認定・特例認定・県指定NPO法人は、毎事業年度1回、NPO法第29条の規定による事業報告書等の提出に加え、役員報酬規程等を所轄庁に提出しなければいけません。

### 2. 情報公開

認定・特例認定・県指定NPO法人は、以下の書類について閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除いて、これらをその事務所において閲覧させなければいけません。

- ① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）
- ② 役員名簿
- ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）
- ④ 認定等の申請書及び指定の申出書に添付した各基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬または職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類
- ⑧ 助成金の支給の実績を記載した書類
- ⑨ 海外への送金または金銭の持出しを行ったときの金額及び使途を記載した書類（指定NPO法人は除く）

## 10 申請(申出)の窓口

認定・特例認定・県指定NPO法人の申請、指定の申出の窓口は、大分県（県民活動支援室）です。市町村の場合は、該当地域の市町村が指定制度を導入しているかを市民活動担当課または税務担当課に確認してから、手続を進めてください。

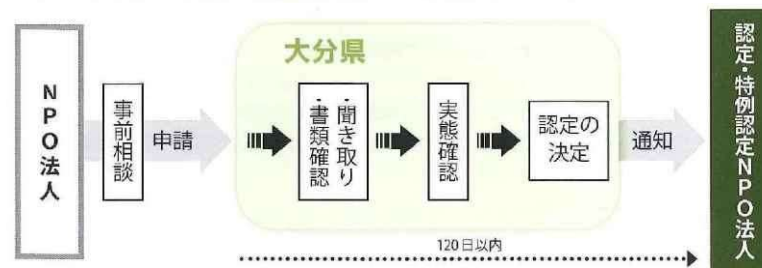


様式のダウンロードはこちらから

- ① 認 定 → <http://www.pref.oita.jp/site/123/nintei.html>
- 特例認定 → <http://www.pref.oita.jp/site/123/tokureinintei.html>
- ② 指 定 → <http://www.pref.oita.jp/site/107/kobetusitei.html>

### ① 認定・特例認定までの期間

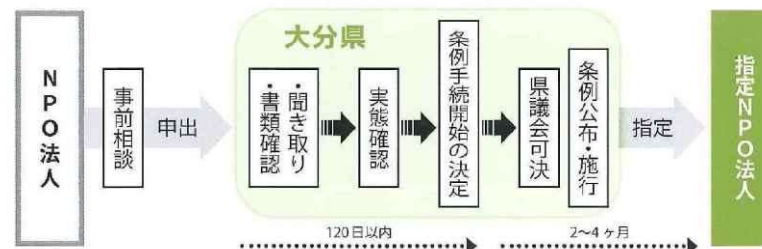
認定または不認定の決定は、申請書受理後120日以内に行われます。



### ② 指定までの期間

県へ指定の申出後、指定条例に定める基準に適合しているかどうかの確認は120日以内に行われます。適合すると認められた場合は、提案手続が可能な直近の大分県議会に大分県税条例の改正議案として提案されます。

また、条例が可決・公布・施行されるまでに2~4ヶ月程度かかります(ただし、県議会の開催時期によって異なります。)ので、指定の決定までには、申出書受理後5~7ヶ月程度必要とお考えください。





## 認定のPSTについて



PST(パブリックサポートテスト)は、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準であり、認定基準のポイントとなるものです。

PSTの判定に当たっては、次の3つのうちいずれかの基準を満たす必要があります。

### 相対値基準

実績判定期間(P2参照)における経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が20%以上であること

$$\frac{\text{寄附金等収入金額(受入寄附金総額 - 口の金額 + ハの金額)}}{\text{経常収入金額(総収入金額 - イの金額)}} \geq 20\%$$

#### イの金額 (次の①～⑦の合計額)

- ① 国等(国、地方公共団体、一定の独立行政法人、国立大学法人等)からの補助金その他国等が反対給付を受けずに交付するもの
- ② 国等からの委託事業費
- ③ 法令に基づく事業の対価のうち、国または地方公共団体の負担分
- ④ 資産売却による臨時収入
- ⑤ 遺贈等による寄附金のうち一者当たりの基準限度超過額※  
※「一者当たりの基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の10%を超える部分の金額をいいます。
- ⑥ 1,000円未満の寄附金(少額寄附金)
- ⑦ 寄附者の氏名(法人はその名称)及びその住所が明らかでない寄附金(匿名寄附金)

注) 国の補助金等を受けている場合は、上記の分母から控除する方法(イの金額に含む)以外に、次のとおり分子・分母に算入する方法もあり、どちらか有利な方を選択できます。

$$\frac{\text{寄附金等収入金額 + 国等の補助金(受入寄附金総額 - 基準限度超過額 - 少額寄附金)の額が限度}}{\text{経常収入金額 + 国等の補助金(国等の補助金等の全額)}} \geq 20\%$$

#### 口の金額 (①～③の合計額)

- ① 一者当たりの基準限度超過額
- ② 1,000円未満の寄附金(少額寄附金)
- ③ 寄附者の氏名(法人はその名称)及びその住所が明らかでない寄附金(匿名寄附金)

#### ハの金額

社員から受け入れた会費の合計額から、共益的活動に係る部分の金額を控除した金額

注) 「共益的活動」とは、会員等に対するサービスの提供や会員相互の親睦会など、その対象や受益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動をいいます。

### 相対値基準における寄附金額の算出上の注意

- 役員が寄附者の場合、他の寄附者にその役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします。(いわゆる親族合算)
- 社員(表決権を持つ会員)からの寄附金も計上できます。
- 同一の者からの寄附金で合計額が1,000円未満の寄附金、寄附者の氏名や住所が不明な寄附金は除きます。

### 絶対値基準

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の合計人数が年平均100人以上であること

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100人$$

### 絶対値基準における寄附者の数の算出上の注意

- 役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合、これらの者は寄附者数に含めません。
- 社員(表決権を持つ会員)が寄附者の場合、寄附者数に計上できます。
- 年間寄附金額が3,000円未満の者や寄附者の氏名や住所が不明な場合は、寄附者数に含めません。
- 寄附者本人と生計を一にする者からの寄附は、寄附者に含めて1人として数えます。

### 条例個別指定

認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、県または市町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること(条例の効力が生じている必要があります。)

## ポイント

### 認定と大分県の指定のPSTの違いは?

県指定のPST基準は、認定のPSTを緩和しています。(算出方法は同じです。)

	認定のPST	県指定のPST
相対値基準	経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が <b>20%以上</b>	経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が <b>10%以上</b>
絶対値基準	各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均 <b>100人以上</b>	各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均 <b>50人以上</b>

## 寄附金について



### 1 寄附金とは？

寄附金とは、「支出する側に任意性があること」、「直接の反対給付がないこと」の両方の要件を満たすものをいいます。

#### 「支出側に任意性があること」とは

寄附金(物品)を出す寄附者自身が、出すか出さないかを自由に決定でき、かつその金額を自由に決めることができます。

#### 「直接の反対給付がないこと」とは

寄附者が、支出した寄附金の代わりに、一般に流通するような商業的価値を持つ物品やサービスなどを受け取らないことです。例えば、お礼状や活動報告、無料の会報など、商業的に一般に売買されていないようなものは、反対給付にあたりません。

### 2 寄附金の領収書等

寄附者が寄附金控除を受けるために必要な領収書等の記載事項

- 寄附者の氏名及び住所
- 認定・特例認定・指定NPO法人の名称及び所在地
- 所轄庁からの認定通知書等に記載された番号や認定等の年月日
- どのような特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であるかの記載
- 寄附金を受領した旨、受領した寄附金の額及び受領年月日

(認定NPO法人が発行する領収書例)

#### 寄附金受領証明書(領収書)

住所 大分県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇号  
氏名 〇〇 〇〇〇 様

¥ 3,000,-

平成29年6月1日

上記の金額を受領いたしました。

認定通知書の番号 大分県認定第5号  
認定年月日 平成29年4月1日  
大分県△△市△△町△△丁目△△番地△△号  
特定非営利活動法人 △△△△△  
理事長(代表理事) △△ △△△ (印)

上記金額は、当法人の行う特定非営利活動に係る〇〇〇〇〇〇〇〇事業に関連する寄附金として受領した金額であり、租税特別措置法第41条の18の2第1項及び同法第66条の11の2第2項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に係る支出金に該当することを証明します。

※この寄附金の支出による税法上の優遇措置の適用を受けるためには、この「寄附金受領証明書」が必要となりますので、大切に保存してください。

### 3 寄附者名簿をつくりましょう

寄附金を受け取ったら、寄附者名簿をエクセルで事業年度ごとに作成しましょう。

#### 寄附者名簿の記載事項

寄附者名簿は、受け入れたすべての寄附金について、各事業年度、寄附者ごとに、氏名(法人・団体にあつては、その名称)、住所、寄附金額、受領年月日を記載する必要があります。(※備考欄に寄附金や賛助会費等の区別、役員や親族からの寄附等の記載があると、確認作業がスムーズになります。)

ただし、匿名寄附金や1,000円未満の少額寄附金については、例えば、「匿名寄附 ●口 計●●●●円」、「少額寄附 ●口 計●●●●円」のように省略して記載することもできます。

(寄附者名簿例)

#### 寄附者名簿

法人名/特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇〇 事業年度/平成29年4月1日～30年3月31日

寄附者の氏名又名称	住所又は事務所の所在地	寄附金の額	受領年月日	※備考
〇〇 〇〇〇	大分市〇〇町1-5-3	3,000	H29.4.10	寄附金(役員の親族)
{株}△△△△△	大分市〇〇町10-2	50,000	H29.6.21	賛助会費
少額寄附 2口	不明	計 2,000	H29.7.1	少額・匿名寄附

#### 認定NPO法人等の寄附者名簿の備置き

認定及び指定NPO法人は、「前事業年度の寄附者名簿」を毎事業年度初めの3ヶ月以内に作成し、5年間は事務所に備え置かなければいけません。

特例認定NPO法人は、「前事業年度の寄附者名簿」を毎事業年度初めの3ヶ月以内に作成し、3年間は事務所に備え置かなければいけません。(ただし、いずれも閲覧の対象ではありません。)

#### 認定NPO法人等の寄附者名簿の市町村への提出

認定NPO法人等になった場合、毎事業年度終了後に「寄附者名簿」を所轄庁へ提出する必要はありませんが、個人の方から寄附金を受け取った場合は、「寄附者の居住する市町村ごと、暦年ごとの寄附者名簿」を作成し、寄附金を受領した年の翌年3月15日までに、それぞれの市町村の税務主管課に提出してください。

また、「寄附者の居住する市町村ごと、暦年ごとの寄附者名簿」は7年間保存してください。



## 4 寄附金Q&A



### Q1 クレジットカードや振込みによる寄附についても、PSTの判定上、寄附金として取り扱うことができるのですか。

**A** PSTの判定上、寄附金として取り扱うためには、「氏名(名称)だけでなくその住所又は主たる事務所の所在地が明確になっている」ことが必要です。

したがって、クレジットカードや振込みによる寄附であっても、氏名(名称)及びその住所が明らかであり、寄附者名簿にも氏名及び住所を記載することができるということであれば、PSTの判定上、寄附金として取り扱うことができます。

なお、PSTの判定上、受入寄附金は、実際に入金したときに収益として計上することとしているため、寄附者名簿に記載する寄附金を受け入れる年月日は、クレジットカード会社から法人への入金があった日です。「寄附者が支払いの手続をした日」や「寄附者の銀行口座から引き落とされた日」とは異なりますので注意してください。

### Q2 定款や規約等から判断して、明らかに贈与と認められる会費について、名称の有無にかかわらず、PSTの判定上、寄附金として取り扱うことができるとされていますが、これは賛助会費だけで正会員の会費については寄附金として取り扱うことは認められないのですか。

認定申請で、「規定の正会費を上回る額を納めた場合にあってはその差額を寄附として扱う」ことを決めた議事録が添付されても、正会費の受領時点で正会費と区分して、差額部分は受取寄附金として受領した経理処理をしていなければ、寄附には当たらないのですか。

**A** 明らかに贈与であり、対価性が認められない会費については、「賛助会費」が該当するケースが多いと思われませんが、その名称に関わらず対価性が認められない会費については、寄附金として取り扱うことができます。

ただし、正会員の会費は、定款において総会での表決権が反対給付とされている場合が多く、この場合は、寄附金として取り扱うことはできません。

なお、社員の会費を「1口〇〇円」と設定し、会費は「1口以上何口でも」と定めている場合で、会費の口数に関係なく表決権が平等であるときは、1口目のみが反対給付部分であり、自由意思で支払われる2口目以降について、支出する側に任意性がありかつ直接の反対給付が無い場合には、2口目以降の会費を寄附金として取り扱うことができます(2口目以降分の領収書を寄附として発行している場合など、区分して経理されている場合に限りです。)

例えば、20,000円の支払いのうち、5,000円が会費であり、残りの15,000円については、社員が任意に納めているもので、かつこれに対して議決権等をあたえられるものではなく、また、他に反対給付をしているものではない場合、15,000円の領収書(5,000円×3口)を寄附として発行し、寄附金部分は寄附金用口座に入金するなど、寄附金と会費を明確に区分して経理している場合には、寄附とみなすことができます。

### Q3 PSTの判定上、賛助会費を寄附金として計上するためには対価性が認められないことが条件になっています。この対価性について、例えば、10,000円の賛助会費を払えば、施設利用等で5,000円の割引が受けられる場合、対価性はあるものの、その対価はあくまで5,000円の割引部分のみと考えてよいですか。つまり、10,000円の賛助会費から割引分を引いた残りの5,000円分については、対価性がないものとして寄附として取り扱うことはできますか。それとも、賛助会費の一部分の金額であっても対価性が認められれば、その対価が何割であろうと当該賛助会費は寄附金とみなすことはできないのですか。

**A** 本件の賛助会員は会費を支払うことにより、会員割引のサービスを得ることができることから、賛助会費には対価性が認められます。したがって、割引金額の多寡に関わらず、賛助会費10,000円的全額が寄附金として取り扱うことはできないと考えます。

### Q4 寄附者が口座振込により3,000円の寄附を行った場合に、振込手数料(210円)は法人側の負担となっています。これは、絶対値基準にカウントできる3,000円の寄附金と考えてよいですか。それとも手数料210円を差し引いた2,790円が寄附金となるのですか。

**A** 振込みによる寄附は氏名、住所が明らかでない寄附が多いため、匿名寄附として扱われ、絶対値基準の計算上、カウントできないケースも多いと思われませんが、寄附者の氏名及び住所が明らか場合は以下のような仕訳となり3,000円の寄附となることから、絶対値基準の計算上、1人とカウントして差し支えありません。

なお、寄附者名簿の寄附金額や領収書の金額も3,000円となります。

(寄附者側)	寄附金3,000円/現金3,000円
(法人側)	手数料210円/寄附金収入3,000円 預金2,790円

### Q5 PSTの判定上、寄附金として取り扱う場合は、寄附者に対して必ず領収書を発行しなければならないのですか。

また、認定NPO法人等に寄附した寄附者が寄附金控除を受けるために確定申告を行う場合は、口座振込の控えて足りるのですか。

**A** PSTの判定上、寄附金として取り扱う場合は寄附者の氏名(名称)及びその住所が明確になっていればよく、必ずしも領収書を発行しなければならないわけではありません。

ただし、寄附者が所得税法上の寄附金控除の適用を受けるためには領収書が必要となり、口座振込の控えだけでは寄附金控除の適用は受けることができません。

また、法人が発行する領収書については、「認定NPO法人等の名称、所在地、所轄庁からの認定等通知書に記載された番号、認定年月日、受領した寄附金の額及び受領年月日並びにどのような特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であるか」が記載されている必要があります。

なお、認定NPO法人等寄附金特別控除(税額控除)の適用を受けるためには、領収書に寄附者の氏名及び住所も併せて記載されている必要があります。

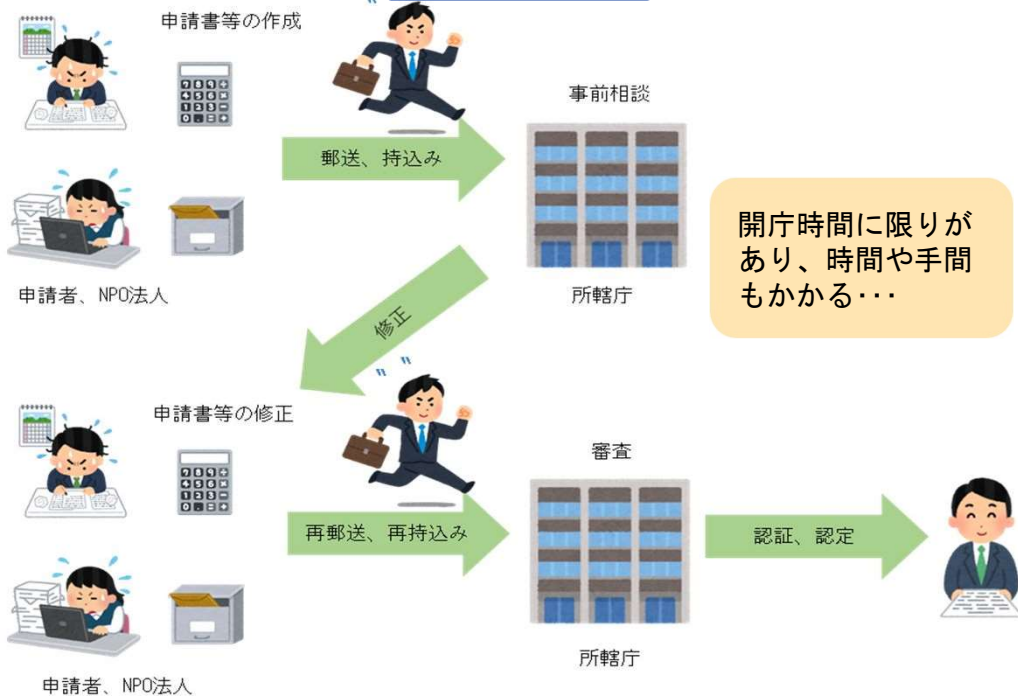
# 県からのお知らせ



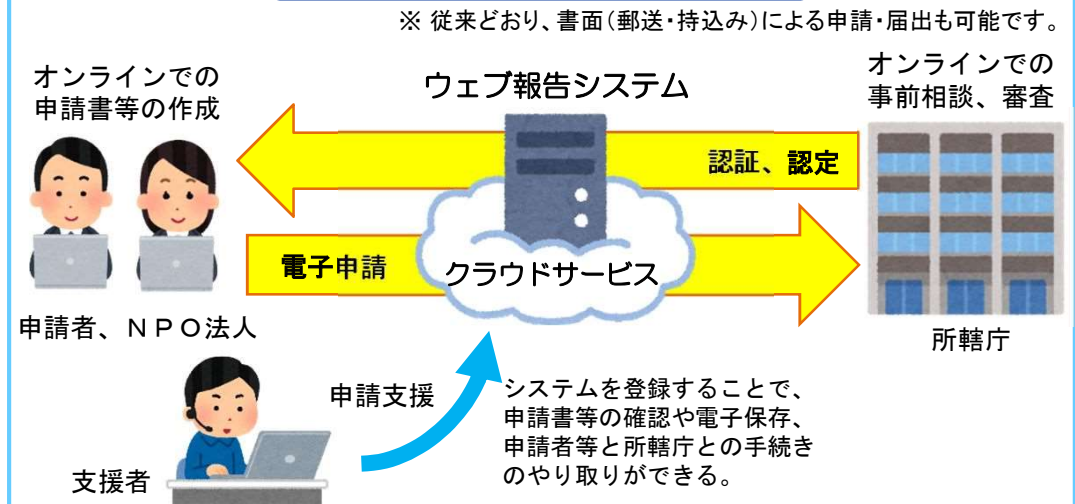
# NPO法人の申請・届出等の手続がオンラインで行えるようになりました！ (「ウェブ報告システム」運用開始のお知らせ)

- ◎ NPO法人の事務所等から事業報告書等の提出、定款変更や役員変更の届出等の手続が行えます。
- ◎ 活動計算書などの財務諸表の自動計算ができます。また、将来的には外部の会計ソフトと連携して、効率よく財務諸表を作成することができるようになる予定です。
- ◎ 申請・届出等を行った情報がシステム内に保存され、履歴の管理が行えます。この機能により、事業報告書等の提出や役員変更等の際に、前年度や変更前の書類を確認しながら、新たな書類の作成が行えます。
- ◎ 支援者（行政書士、中間支援団体）にシステムの利用アカウントを付与することで、申請・届出等の手続の支援を効率的に受けることができます。

## これまで



## ウェブ報告システム稼働後



## 「ウェブ報告システム」利用はこちらから↓

- ★内閣府NPO法人ポータルサイト  
 (<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>)
- ・「法人ログイン」ボタンからアカウントを新規登録
- ・アカウント作成方法の説明動画があります
- ・NPOポータルサイトサポートデスク



☎ 0120-876-531 受付時間：平日9:30～11:59、13:00～18:15

お問い合わせ先

大分県県民生活・男女共同参画課（アイネス）  
 県民活動支援室 TEL：097-534-2052

## お早めにご準備ください！

申請・届出等の手続ができるようになるまで、アカウントの新規登録から2週間程度かかります！  
 特に事業報告書の提出法人の多い5～6月頃は時間がかかる場合があります。

# 労働者協同組合

## 「はたらく」をつくる。みんなでつくる

令和6年3月18日

### 大分県商工観光労働部雇用労働政策課

1

#### 労働者協同組合法（令和4年10月から施行）

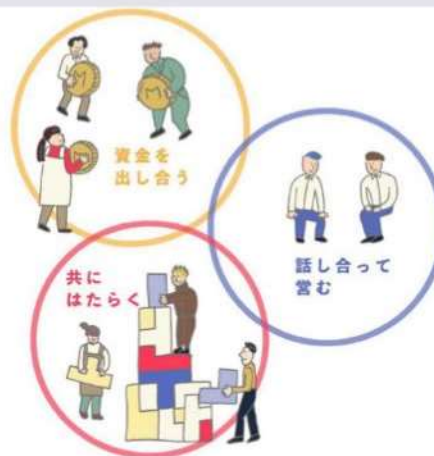
「労働者協同組合」とは、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする組織であり、地域のみみんなで意見を出し合って、助け合いながら、地域社会の課題を解決していこうという、新しい法人制度です。

令和4年10月に施行された労働者協同組合法は、この労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。

この法律では、労働者協同組合は、以下（1）から（3）の基本原理に従い、持続可能で活力ある地域社会に資する事業を行うことを目的とするよう定めています。

基本原理

- (1) 組合員が出資すること
- (2) その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
- (3) 組合員が組合の行う事業に従事すること



2

## 労働者協同組合法成立の背景と労働者協同組合に求められる役割

### 背景

- 我が国では、少子高齢化が進む中、人口の減少する地域において、介護、障害福祉、子育て支援、地域づくりなど幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が必要とされています。
- これらの多様なニーズに応え、担い手となろうとする人々は、それぞれのさまざまな生活スタイルや多様な働き方が実現されるよう、NPOや企業組合といった法人格を利用し、あるいは任意団体として法人格を持たずに活動しています。
- しかし、これら既存の枠組みでは、出資ができない、営利法人である、財産が個人名義となるなど、いずれも一長一短があることから、多様な働き方を実現しつつ地域の課題に取り組むための新たな組織が求められています。

令和2年12月、**労働者協同組合法**が  
全会一致で国会で成立・公布（令和4年10月施行）

### 【ポイント】

- 労働者協同組合は、**多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための選択肢の一つ**。
- 今後、各地域で様々な事業が展開され、我が国の地域づくりの中で重要な役割を担うことが期待されている。

3

## 労働者協同組合の設立状況（概要）

令和6年2月19日時点で1都1道2府25県で計73法人が設立されています。

- ※ 北海道、宮城県、山形県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
- ※ うち、都道府県知事の認定を受けている特定労働者協同組合は6法人

### 分野の例

- ・ キャンプ場の経営
- ・ 葬祭業、成年後見支援
- ・ メディア制作体験
- ・ 地元産鮮魚販売、給食のお弁当づくり
- ・ カフェ、フェスティバル運営
- ・ 高齢者介護
- ・ 生活困窮者支援
- ・ 子育て支援
- ・ 障害福祉
- ・ 清掃、建物管理
- ・ 家事代行

### 新規設立と組織変更による設立の法人数

企業組合からの組織変更  
→10法人  
NPO法人からの組織変更  
→2法人



「放置された荒廃山林を整備し、キャンプ場を経営」  
CampingSpecialist労働者協同組合  
(三重県四日市市)



「移住者や地元出身者による地域の困りごとの解決」  
東白川村労働者協同組合  
(岐阜県加茂郡東白川村)



「経験豊かな高齢者がいきいきと働ける場づくり」  
労働者協同組合上田  
(長野県上田市)



「自分たちが理想とするより良いケアの追求」  
労働者協同組合うつわ  
(大阪府大阪市)



4

## 労働者協同組合の主な特色

### (1) 地域における多様な需要に応じた事業ができる

労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能。※許認可等が必要な事業についてはその規制を受ける。  
介護・福祉関連（訪問介護等）、子育て関連（学童保育等）、地域づくり関連（農産物加工品販売所等の拠点整備等）等

### (2) 組合員の議決権、選挙権は平等

株式会社と異なり、出資額にかかわらず、組合員は平等に1人1個の議決権と選挙権。

### (3) 簡便に法人格を取得でき、契約などができる

NPO法人（認証主義）や企業組合（認可主義）と異なり、行政庁による許認可等を必要とせず、法律の要件を満たし、登記をすれば法人格が付与される（準則主義）。※都道府県庁の指導監督あり。  
これらの法人よりも少ない人数である、3人以上の発起人が揃えば設立可能。

### (4) 意見反映の重視

事業の実施に当たり、組合員の間で、平等の立場で、話し合い、合意形成をはかる。  
法人の定款にどのように意見反映を行うか明記。意見反映状況とその結果は総会報告事項。

### (5) 組合員は労働契約を締結する必要がある

組合員は労働基準法、最低賃金法、労働組合法などの法令による労働者として保護される。

### (6) 出資配当はできない（非営利）

配当を行う場合、出資額に応じてではなく、組合の事業に従事した分量に応じて行う。

5

## 労働者協同組合の設立の流れ

労働者協同組合の設立の流れは以下の通りです。



6

## 特定労働者協同組合の概要

特定労働者協同組合とは、労働者協同組合のうち、非営利性を徹底した組合であることについて都道府県知事の認定を受けた組合のことで、概ねNPO法人並みの税制上の措置が講じられています。

### 都道府県の認定を受けるために必要な基準

- ① 定款に**剰余金の配当を行わない**旨の定めがあること。
- ② 定款に、**解散時に組合員に出資額限度で分配した後の残余財産は国・地方公共団体・他の特定労働者協同組合に帰属**する旨の定めがあること。
- ③ ①②の定款違反行為を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
- ④ 各理事の親族等の関係者が理事総数の3分の1以下であること。

※ 特定労働者協同組合の認定申請のためには、まずは通常の労働者協同組合を設立する必要があります。

### 税制上の措置

- ・法人税について、各事業年度の所得のうち**収益事業から生じた所得以外の所得について非課税**。
- ・出資金の額が1千万円を超えると税率が上がる**法人住民税均等割**について、出資金の額にかかわらず**最低税率が適用**。
- ・出資金の額が1億円を超える普通法人に適用される**法人事業税外標準課税**については**非課税**。
- ・公益法人等の軽減税率及び寄附金の損金不算入制度については適用されず、普通法人と同様の扱い。

	NPO法人	特定労働者協同組合	労働者協同組合
法人税法上の位置付け	公益法人等	公益法人等	普通法人
法人税の課税対象	法人税法上の収益事業から生じた所得にのみ課税	法人税法上の収益事業から生じた所得にのみ課税	全ての所得に課税
法人税率	・年800万円以下の部分 →15% ・年800万円超の部分 →23.20%	○資本金1億円以下の法人 ・年800万円以下の部分 →15% ・年800万円超の部分 →23.20% ○上記以外の法人 →23.20%	○資本金1億円以下の法人 ・年800万円以下の部分 →15% ・年800万円超の部分 →23.20% ○上記以外の法人 →23.20%
寄附金に係る措置	あり	なし	なし
法人住民税(均等割)	最低税率	最低税率	資本金等の金額や従業員数に応じて税額が増加

7

## 労働者協同組合と既存の法人制度

地域社会の課題の解決のためには様々な法人形態があり、労働者協同組合は既存の法人制度と共存するものです。労働者協同組合は、地域社会の課題の解決のための活動を行おうとする方の選択肢を広げ、こうした活動を一層促進するという意義があります。

	労働者協同組合	企業組合	株式会社	合同会社(LLC)	NPO法人	一般社団法人	農事組合法人
目的事業	持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業(労働者派遣事業以外化の事業であれば可)	組合員の働く場の確保、経営の合理化	定款に掲げる事業による営利の追求	定款に掲げる事業による営利の追求	特定非営利活動(20分野)	目的や事業に制約はない(公益・共益・収益事業も可)	(1) 農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業 (2) 農業の経営 (3) (1) 及び(2) に附帯する事業
設立手続	準則主義	認可主義	準則主義	準則主義	認証主義	準則主義	準則主義
議決権	1人1個	1人1個	出資比率による	1人1個	原則1人1個	原則1人1個	1人1個
主な資金調達方法	組合員による出資	組合員による出資	株主による出資	社員による出資	会費、寄付	会費、寄付	組合員による出資
配当	従事分量配当	・従事分量配当 ・年2割までの出資配当	出資配当	定款の定めに応じた利益の配当	できない	できない	・利用分量配当( (1) の事業を行う場合に限り) ・従事分量配当 ・年7分までの出資配当

出典：内閣府ホームページ、全国中小企業団体中央会ホームページ、農林水産省ホームページを基に、厚生労働省雇用環境・均等労働者生活課にて作成

8

## 法人制度スタート後に見えてきた労働者協同組合のニーズ

### (1) 副業・兼業という働き方

本業を持ちながらも、仲間と協力しながら、自分らしく働く場をつくりたいというニーズ

例：CampingSpecialist労働者協同組合（三重県四日市市）、労働者協同組合こども編集部（兵庫県神戸市）

### (2) 自治会や地域おこし協力隊による地域コミュニティ活性化

自治会や地域おこし協力隊を中心に、地域の困り事解決のため、地域づくりを仕事にしたいというニーズ

例：労働者協同組合かりまた共働組合（沖縄県宮古島市）、労働者協同組合33（島根県奥出雲町）、労働者協同組合アンビバ（兵庫県豊岡市）労働者協同組合パンプアップせきかわ（新潟県関川村）

### (3) シニア世代の健康や生きがい・仕事おこし

企業や組織の退職後の高齢期を生きがいを感じながら元気に仕事をしていきたいというニーズ

例：労働者協同組合上田（長野県上田市）、労働者協同組合保険相談センター（兵庫県神戸市）

### (4) ケアワーカーによる自分らしいケアの追求

障害者福祉や高齢者ケアの専門職から、志を同じくする仲間とともに、自分たちで運営にも関わりながら自分たちが本当にやりたいケアを行いたいというニーズ

例：労働者協同組合あるく（熊本県熊本市）、労働者協同組合うつわ（大阪府大阪市）

9

## (1) 副業・兼業という働き方

### 事例 CampingSpecialist労働者協同組合（令和4年10月設立 三重県）

- 三重県四日市市で、放置された荒廃山林を整備し、キャンプ場を経営。
- きっかけは、「四日市は31万人のまちなのに、テントを張れるキャンプ場が一つもない。なんとかならないか。」という相談を四日市市議（現理事）が受けたこと。
- その後、仲間とともに、不法投棄が目立つ1万4千ヘクタールの市有地の山林・原野を借り、2年間かけて木を1本ずつ切りながら山を開墾し、野営キャンプ場を立ち上げた。
- 令和2年にNPO法人を設立するも、出資とともに雇用契約を結ぶことで一定の責任を持ちながら皆で働く労働者協同組合に魅力を感じ、令和4年10月、NPOの法人格を残しつつ、労働者協同組合を設立。
- 現在は、近隣の市町村から放置された荒廃山林の整備やキャンプ場経営を通じたまちおこしの相談が届いている。
- 今後、「キャンプ場×環境保全×自然観光×地域振興」というかけ算を、協同労働の仕組みとともに広げていきたいという。



10



(2) 自治会や地域おこし協力隊  
による地域コミュニティ活性化

事例 東白川労働者協同組合(令和5年4月設立 岐阜県)

- 岐阜県加茂郡東白川村を中心としたエリアで、今までは自分でできていたが、高齢となりできなくなった、そんな「地域の困りごと」を少しでも解消したいと設立。
- 草刈り、茶畑の管理代行を軸に事業を行っており、今後は生活支援・移動支援、家の片付け、空き家の管理などにも事業を広げる予定。
- メンバーは、東京からの移住者でITプログラマー、元地域おこし協力隊として同様に東京からの移住者で現在喫茶店を経営している方、地元会社で経理を担当している地元出身の方など多様な人々が集まっている。
- 今後本格化的に検討中の活動は移動支援。村では交通空白地として福祉運送を行っているが、対象が要介護1以上に限定され、元気な高齢者向けのサービスがない。そのため、公共交通空白地有償運送というスキームで移動支援事業を計画中。
- この活動を通じて、東白川村が、移住しやすい、仕事のしやすい場所だと多くの人に知ってもらい、東白川村やその周辺の地域で暮らす人たちがもっと増えることを願っているそうだ。



11

(3) シニア世代の健康や生きがい・  
仕事おこし

事例 労働者協同組合上田(令和5年3月設立 長野県)

- 長野県上田市で、経験豊かな高齢者がいきいきと働く場を作ろうと、任意団体を立ち上げ、その活動の中から、事業性が見えた営繕に関する事業を労働者協同組合として法人化。現在、営繕に関する仕事を中心に事業を展開。
- 活動の目標は「第二の人生を私たちが主役となって、地域の課題や問題を解決していく仕事の担い手になる。そして、次の人たちに継いでゆく」こと。
- 楽しく仕事ができることを大切に、誰かから命令されてやるのではなく、自らが主体的に取り組むことを大切にしている。
- 令和5年4月には、地域の人からの紹介で、高齢者世帯のご夫人の方から、「自宅の屋根の塗装をしてほしい」「業者に頼んでも良いのだけれど、一人世帯なので不安がある」との相談を受け、最初の仕事が舞い込んだ。
- 地域包括支援センター・社会福祉協議会・まちづくり協議会など地域の人々と提携し、労働者協同組合が問題解決の受け手となるよう、様々な仕事集団をつくるべく活動を続けている。



12

(4) ケアワーカーによる自分らしいケアの追求

事例 労働者協同組合うつわ(令和5年3月設立 大阪府)

- ・ 大阪府大阪市で、訪問介護事業所の管理者やサービス管理責任者、登録ヘルパーといった、志を同じくする仲間が集まり、訪問介護事業を行う労働者協同組合を設立。
- ・ 以前までの職場では上司や同僚との介護に対する考え方の違いなどを感じており、自分たちが追い求める理想的な介護を行いたくても組織の方針に従わなければならない場面もあり、自分たちが理想とする介護のできる法人を立ちあげたいと思っていた。
- ・ 一人ひとりが対等の立場で話し合いを大切にする労働者協同組合の働き方に着目し、調べていく中で、大阪府主催のセミナーに参加して、法人設立へ。
- ・ より良いケアの追及のためには考える時間や話し合う時間をとり、一方的な意見ではなく、みんなの意見を取り入れ、ケアの実践に生かしていくことが必要不可欠。
- ・ 以前までの職場では実践できなかったケアの質をみんなで追求できる働き方に、本来あるべき介護の姿、介護事業の未来を感じている。



13

# 参考資料

14

## 新規設立

② 発起人（組合員になる意思のある者）を3人以上集める  
・定款、事業計画、収支予算の作成

<機関法・条文等>  
(法第22条)

① 創立総会の開催の日時、場所、定款の公告  
(会議開催日の少なくとも2週間前まで)

(法第23条第1項・第2項)

② 創立総会の開催  
・定款の承認、事業計画、収支予算、役員を選任などを議決し、又は役員選挙を行い、議事録を作成する。  
・組合員たる資格を有する者でその会目までの発起人に対して設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。  
・創立総会で理事が選任された以降に理事会を開催し代表理事を選定する。その他、定款に代表理事の氏名（最初の代表理事に限る）を記録記載する方法等もある。

(法第23条第3～7項、第32条第3項ただし書・第12項)

③ 発起人から理事へ事務引継

(法第24条)

④ 出資の第1回の払込み

(法第25条)

⑤ 設立の登記  
出資の第1回の払込みの終了から2週間以内に、主たる事務所の所在地を管轄する法務局で設立の登記をすることで**組合が成立する**。  
※登記の際に必要な資料などについては、事前に最寄りの法務局へ相談することが望ましい。  
※登記事務の取扱いについて、法務省から法務局等へ示された通知文についても参照されたい。（令和4年9月21日法務省民典第439号「労働者協同組合法等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通知）」  
<https://www.moj.go.jp/content/001381759.pdf>）

(法第26条、組合等登記令第2条)

⑥ 行政庁への成立の届出  
組合成立後2週間以内に、登記事項証明書、定款、役員の名及び住所を記載した書面を添えた成立届書を行政庁（主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に届出

<機関法・条文等>  
(法第27条、132条、別第5条各号)

## NPO法人からの組織変更

① 組織変更計画の作成・組織変更の議決に係る社員総会の招集  
・「組織変更が効力を生ずる日（効力発生日）」等を定めた組織変更計画を作成する。  
・社員総会の2週間前までに、「会議の目的である事項」「組織変更計画の要領」「組織変更後の労働者協同組合の定款」を社員総会の招集案内と併せて通知する。

<機関法・条文等>  
(法附則第16条、NPO法第14条の4)

② 組織変更の議決社員総会の開催  
・組織変更計画について社員総会の議決により承認する。  
・議決は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の4分の3以上の賛成を条件とする。  
・定款には、組織変更時財産額及び特定残余財産の処分に関する事項も定めなければならない。特定残余財産の帰属すべき者に係る規定を設ける場合には、当該帰属先はNPO法人又はNPO法第11条第3項の各号に掲げられる者のうちから選定されるようにしなければならない。

(法附則第5条第4項、附則第16条、附則第18条、NPO法第11条第3項、第31条の2)

③ 組織変更の議決等の公告及び債権者異議手続  
・社員総会の議決から2週間以内に組織変更の議決の内容及び貸借対照表を公告。  
・組織変更をする旨及び公告の日より一定期間（1月以上の期間）債権者が異議を述べられることも併せて官報で公告し、かつ、知れている債権者に対し各別に催告する（定款の定めに従い、官報のほか日刊新聞紙又は電子公告するときは、各別の催告は不要。）。  
※官報公告については、公告を申し込んでもから掲載まで1～2週間程度を要する。  
・債権者が異議を述べたときは、弁済等を行う。

(法附則第6条、附則第19条、NPO法第28条の2第1項、NPO法施行規則第3条の2第2項)

組織変更をするNPO法人は、効力発生日に組合となるが、③の手続きが終了していない場合には組織変更の効力は生じない

<機関法・条文等>  
(法附則第11条第1項・第3項、附則第19条)

④ 「組織変更後組合」の出資の第1回の払込み  
・遅滞なく組合員に第1回の払込みをしてもらう

(法附則第17条)

⑤ 組織変更登記（解散登記+設立登記）  
・効力発生日から2週間以内に、法務局へ組織変更の登記（NPO法人の解散登記、組織変更後組合の設立登記）申請をする。その後一定期間を経て登記事項証明書が発行されるので、当該証明書の他添付書類を添えて、組織変更を行政庁へ届け出る。  
※効力発生日以降に理事会を開催して代表理事を選定。その他、組織変更計画書において、定款に定める事項として代表理事の氏名（最初の代表理事に限る）を記載しておく。当該組織変更計画書を承認する方法等もある。  
※登記の際に必要な資料などについては、事前に最寄りの法務局へ相談することが望ましい。  
※登記事務の取扱いについて、法務省から法務局等へ示された通知文についても参照されたい。（令和4年9月21日法務省民典第439号「労働者協同組合法等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通知）」  
<https://www.moj.go.jp/content/001381759.pdf>）

(法第27条、附則第12条、附則第15条第1項、附則第19条、労働者協同組合法施行令第3条第1項、第4条)

⑥ 組織変更の届出  
・NPO法人の所轄庁（主たる事務所が所在する都道府県の知事（指定都市の区域内のみに所在する場合には、当該指定都市の長））に対し、遅滞なく、組織変更の届出。  
・労働者協同組合の行政庁（主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に対しては、効力発生日から2週間以内に、組織変更の届出。

(法第27条、第132条、附則第12条、附則第19条、NPO法第9条)

(次ページに続く)

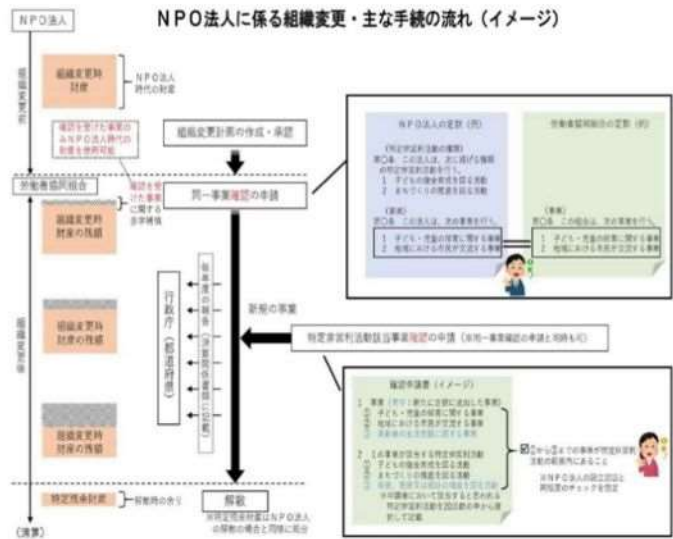
- ⑦ 組織変更時財産額の設定  
 ・組織変更の登記をしてから3月以内に算定日（効力発生日の前日）における額を行政庁に提出  
 ・毎事業年度終了後、遺留財産の終了の日から2週間以内に、組織変更時財産額に係る使用の状況を行政庁に報告しなければならない

（法附則第18条、附則第23条、附則第7条）

【補足事項】組織変更計画に規定する事項（法附則第5条第4項、附則第16条第4項）

- ① 組織変更後の組合の事業、名称及び事務所所在地
- ② ①のほか組織変更後組合の定款で定める事項
- ③ 組織変更後組合の理事の氏名
- ④ 組織変更後組合の監事の氏名（組織変更後組合が役員監査委員会設置組合である場合にあっては、その旨）
- ⑤ 効力発生日

### NPO法人に係る組織変更・主な手続の流れ（イメージ）



## 労働者協同組合の設立状況（詳細版①）

令和6年2月19日時点で、北海道、宮城県、山形県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県において、計73法人が設立されています。

	名称	所在地	主な事業内容	設立形態
1	Camping Specialist労働者協同組合	三重県四日市市	放置された荒廃山林を整備しキャンプ場経営	新規
2	労働者協同組合ワークス葬祭&後見サポートセンター結の会	東京都新宿区	葬祭業、成年後見支援	新規
3	労働者協同組合ワークスコープありあけ	福岡県大牟田市	高齢者による清掃業	新規
4	労働者協同組合コムウェブ	三重県鈴鹿市	不登校児などの放課後の居場所づくり	新規
5	セルフはりま労働者協同組合	兵庫県姫路市	障害福祉サービス	新規
6	近畿労働者協同組合	大阪府大阪市	生コンクリート製造・運送	新規
7	TNG労働者協同組合	神奈川県瀬河原町	システム・インテグレーション	新規
8	労働者協同組合あるく	熊本県熊本市	障害者支援（生活介護）	新規
9	労働者協同組合ワークス・コレクティブLavori	神奈川県横浜市	家事代行	新規
10	鹿児島労働者協同組合	鹿児島県鹿児島市	共同生産事業	新規
11	労働者協同組合かりまた共働組合	沖縄県宮古島市	地元産鮮魚販売、給食のお弁当づくり	新規
12	労働者協同組合ワークスコープちば	千葉県船橋市	生活困窮者支援、フードバンク、清掃	組織変更
13	労働者協同組合ワークス・コレクティブ・キャリニ	神奈川県横浜市	一般貨物自動車運送事業	組織変更
14	労働者協同組合ワークスコープSii	埼玉県草加市	親子ひろばなどの子育て支援	新規
15	アメニティ工房労働者協同組合	愛知県阿久比町	農産物の共同生産・加工・販売	新規

※ 厚生労働省で把握しているものに限る。登記申請したものの現在まで登記手続が完了していない団体が存在する可能性あり。  
 ※ 名称に下線のあるものは、特定労働者協同組合として都道府県知事の認定を受けている法人。

## 労働者協同組合の設立状況（詳細版②）

令和6年2月19日時点で、北海道、宮城県、山形県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県において、計73法人が設立されています。

	名称	所在地	主な事業内容	設立形態
16	労働者協同組合ケアワーカーズコープ北海道	北海道旭川市	清掃、高齢者介護、生活困窮者支援	新規
17	労働者協同組合ケアワーカーズコープわたすげ	北海道釧路市	高齢者介護、介護予防	新規
18	労働者協同組合ワーカーズコープ札幌	北海道札幌市	生活支援サービス、剪定・草刈	新規
19	労働者協同組合びゅあまむ	埼玉県坂戸市	障害者グループホーム	新規
20	労働者協同組合土佐共同組合	高知県土佐市	ふるさと納税事務、地元産品販売	新規
21	空家労働者協同組合	山梨県南アルプス市	空き家管理	新規
22	Camping Specialist KAWAGOE労働者協同組合	三重県川越町	海岸清掃、キャンプ場経営	新規
23	労働者協同組合こども編集部	兵庫県神戸市	子どもによる様々なメディアの制作体験	新規
24	労働者協同組合ワーカーズ・コレクティブまどり	北海道札幌市	学生寮の食事作り	新規
25	労働者協同組合うつわ	大阪府大阪市	訪問介護事業	新規
26	労働者協同組合33	鳥根県奥出雲町	子ども食堂、移送サービス	新規
27	労働者協同組合上田	長野県上田市	営繕、菜園、人材育成	新規
28	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	東京都豊島区	清掃、高齢者介護、子育て支援、生活困窮者支援	組織変更
29	労働者協同組合ワーカーズコープながの	長野県長野市	清掃、売店、子育て支援、高齢者・障害者支援	組織変更
30	労働者協同組合はんしんワーカーズコープ	兵庫県尼崎市	高齢者介護、障害児支援、就労支援	組織変更

※ 厚生労働省で把握しているものに限る。登記申請したものの現在まで登記手続が完了していない団体が存在する可能性あり。  
 ※ 名称に下線のあるものは、特定労働者協同組合として都道府県知事の認定を受けている法人。

19

## 労働者協同組合の設立状況（詳細版③）

令和6年2月19日時点で、北海道、宮城県、山形県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県において、計73法人が設立されています。

	名称	所在地	主な事業内容	設立形態
31	労働者協同組合ワーカーズ・コレクティブ・グラン	愛知県名古屋	生協配送・事務業務請負	組織変更
32	労働者協同組合ワーカーズコープ山口	山口県光市	障害児支援、緑化事業・剪定、施設運営	組織変更
33	労働者協同組合つどい	埼玉県飯能市	生協のちらし丁合、コールセンター、保育園	組織変更
34	労働者協同組合ワーカーズコープみえ	三重県松阪市	高齢者介護、清掃、緑化事業・剪定	組織変更
35	労働者協同組合キフクト	神奈川県大和市	造園業	新規
36	労働者協同組合事務局ワーカーズ・コレクティブJam	神奈川県横浜市	生協への加入促進、コールセンター	新規
37	公認心理師労働者協同組合	東京都新宿区	カウンセリングプラットフォームの構築・運営	新規
38	労働者協同組合保険相談センター	兵庫県神戸市	保険設計に基づくコンサルタント事業	新規
39	東白川村労働者協同組合	岐阜県東白川村	軽作業（草刈り、片付け、荷物運び）	新規
40	労働者協同組合だんだん	岡山県倉敷市	高齢者介護	新規
41	労働者協同組合プラスチックフリー普及協会	神奈川県藤沢市	エコストア・ノビラギの運営	新規
42	コタエル・デジタル・ギルド労働者協同組合	東京都港区	IT関係業務	新規
43	労働者協同組合sou	岡山県岡山市	地域の児童・高齢者に対する教育活動	新規
44	労働者協同組合アソビバ	兵庫県豊岡市	木の工芸品の販売	新規
45	Camping Specialist KOMONO労働者協同組合	三重県菟野町	キャンプ場経営	新規

※ 厚生労働省で把握しているものに限る。登記申請したものの現在まで登記手続が完了していない団体が存在する可能性あり。  
 ※ 名称に下線のあるものは、特定労働者協同組合として都道府県知事の認定を受けている法人。

20

## 労働者協同組合の設立状況（詳細版④）

令和6年2月19日時点で、北海道、宮城県、山形県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県において、計73法人が設立されています。

	名称	所在地	主な事業内容	設立形態
46	労働者協同組合停羽堂本舗	北海道札幌市	福祉サービス事業	新規
47	労働者協同組合法人ほっと会	静岡県藤枝市	認知症・介護予防の啓発、高齢者の家族支援	新規
48	労働者協同組合ワーカーズコレクティブデポット	神奈川県横浜市	生協店舗運営	新規
49	労働者協同組合無茶々園の森	愛媛県西予市	無茶々園グループのバックオフィス業務	新規
50	労働者協同組合コトノフ	熊本県玉名市	障害児通所支援事業	新規
51	労働者協同組合創造集団440Hz	東京都新宿区	映像制作、デザイン	新規
52	労働者協同組合おたすけおんがく隊	宮城県石巻市	音楽イベントの企画	新規
53	労働者協同組合わーい	兵庫県神戸市	広告物制作・編集	新規
54	労働者協同組合きょうどう	東京都渋谷区	歯科医院の経営	新規
55	労働者協同組合パンブアップせきかわ	新潟県関川村	農産物加工・販売	新規
56	労働者協同組合Tree	兵庫県神戸市	広告物制作・編集、事務局代行、配送業務	新規
57	Koshikake Events労働者協同組合	長野県長野市	カフェ、フェスティバルの運営	新規
58	労働者協同組合ワーカーズ・コレクティブHarmony	東京都町田市	生協店舗運営	新規
59	ツイテル労働者協同組合	愛知県刈谷市	飲食店等の定休日や空き店舗活用に関するコンサルティング及びマッチング	新規
60	労働者協同組合フラヌイスコーレ	北海道富良野市	不登校児などの放課後の居場所づくり	新規

※ 厚生労働省で把握しているものに限る。登記申請したものの現在まで登記手続が完了していない団体が存在する可能性あり。  
 ※ 名称に下線のあるものは、特定労働者協同組合として都道府県知事の認定を受けている法人。

21

## 労働者協同組合の設立状況（詳細版⑤）

令和6年2月19日時点で、北海道、宮城県、山形県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県において、計73法人が設立されています。

	名称	所在地	主な事業内容	設立形態
61	エイトバードカンパニー労働者協同組合	東京都板橋区	通所介護、ヤングケアラー支援	新規
62	ワーカーズ・コレクティブ結労働者協同組合	千葉県千葉市	生協配送	組織変更
63	労働者協同組合いわたツナガル居場所ネットワーク	静岡県磐田市	不登校児などの放課後の居場所づくり	新規
64	労働者協同組合百企画	奈良県田原木町	広告物制作・編集	新規
65	助け合いケア労働者協同組合へレバント	兵庫県神戸市	デイサービス等の高齢者施設での補助業務、病院内の付き添い、生活支援	新規
66	住宅ユニオン建設労働者協同組合	神奈川県相模原市	建築、土木事業	組織変更
67	労働者協同組合ネイチャーポジティブ	群馬県嬬恋村	キャンプ場等の自然共生施設の開発・運営	新規
68	労働者協同組合キッズスポーツレクリエーションクラブ	広島県広島市	子どものスポーツ教室	新規
69	労働者協同組合TANGO CREW'S	京都府京丹後市	半官半民の公務員による地域の困りごと等の事業化（商品開発・販売等）	新規
70	ワーカーズいきいきサポート労働者協同組合	東京都江戸川区	訪問介護、通所介護	組織変更
71	労働者協同組合甲南げんき村	兵庫県神戸市	多世代交流を可能とする居場所づくり	新規
72	労働者協同組合うんなん	鳥根県雲南市	学童クラブの運営、入浴施設管理	新規
73	労働者協同組合にわとこ	山形県山形市	空き家管理	新規

※ 厚生労働省で把握しているものに限る。登記申請したものの現在まで登記手続が完了していない団体が存在する可能性あり。  
 ※ 名称に下線のあるものは、特定労働者協同組合として都道府県知事の認定を受けている法人。

22

## 特設サイト、メールマガジンによる情報発信

労働者協同組合法の特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」では好事例動画や記事、労働者協同組合関係者へのインタビュー記事等を掲載しています。毎月新しい記事を更新しますので要チェック！  
また、労働者協同組合のホットピックをお伝えするメルマガ、「ろうきょうマガジン」の配信を行っています。

23

## 労働者協同組合の好事例動画

厚生労働省公式YouTubeにおいて、労働者協同組合の好事例動画を掲載しています。今後も随時更新をしておりますので、ぜひチェックしてみてください。

### 1 労働者協同組合 ワーカーズ・コレクティブ・キャリア



### 2 CampingSpecialist 労働者協同組合



### 3 労働者協同組合コモンウェーブ



### 4 労働者協同組合子ども編集部



#### 再生リストのご案内

その他

- ・労働者協同組合法の解説
- ・これまでで開催したフォーラムのアーカイブを再生リストとしてまとめていますので、こちらも是非ご覧ください。



「労働者協同組合」って？  
担当者がわかりやすく解説！

厚生労働省



24

特設サイトはここからアクセス！



「知りたい！労働者協同組合法」

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp>



ろうきょうマガジン 登録はこちらから！

労働者協同組合法を活用した多様な働き方、国や地方公共団体などで開催されるイベント情報、地域で活動する労協法人の情報、知っておきたい法令や専門知識などについて、毎月お届けします！

